

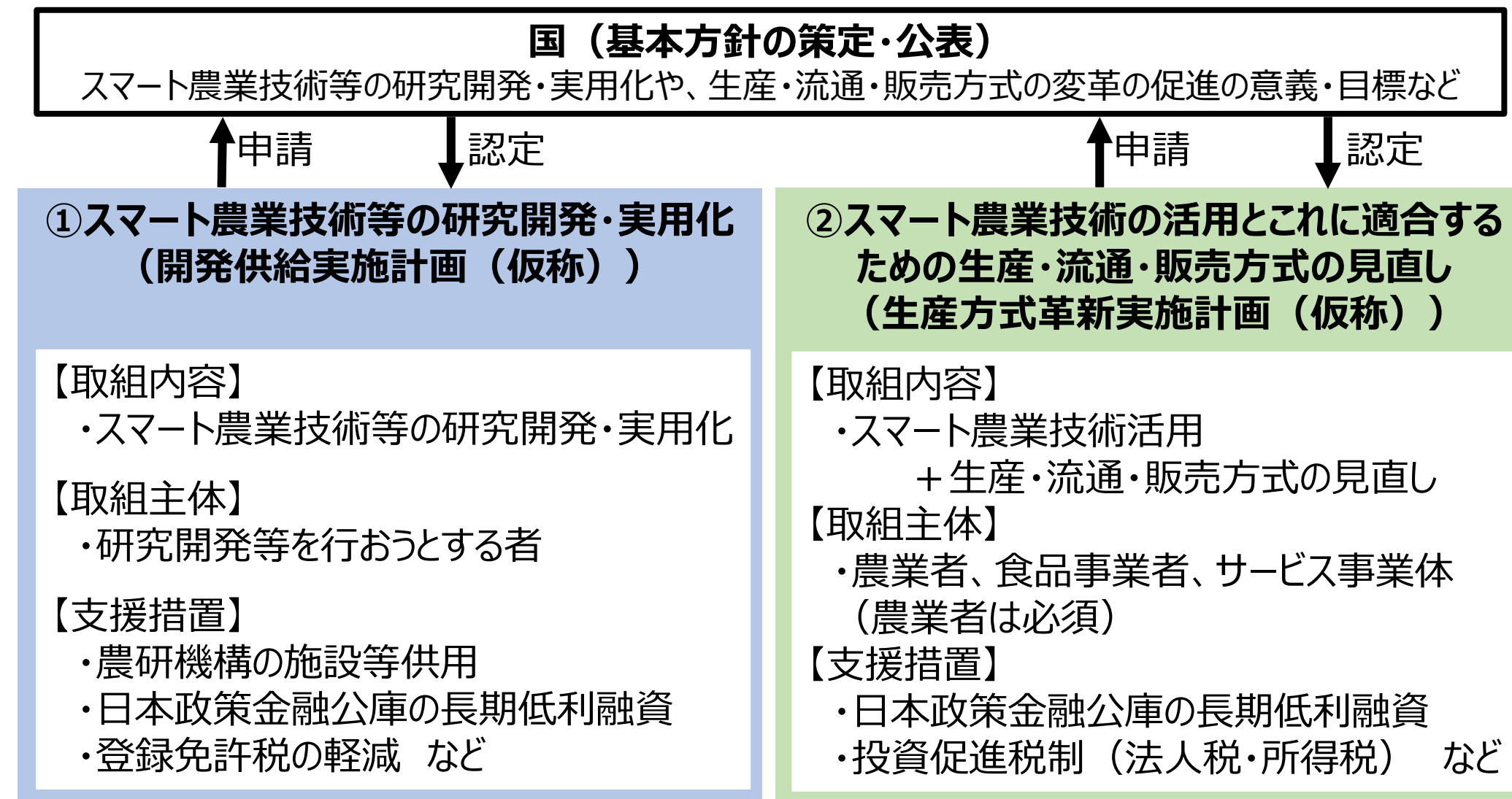
スマート農業を振興する新たな法的枠組みの創設

- 人口減少下においても、生産水準が維持できる生産性の高い食料供給体制を確立するためには、スマート農業技術の現場導入を一層加速することが不可欠。
- このため、①**スマート農業技術等の研究開発・実用化**と、②**スマート農業技術の活用とこれに適合するための生産・流通・販売方式の見直し**を一体的に推進するための**法制度を検討**。
→ **国が基本方針・目標を定め、これに沿った①、②それぞれの取組計画を国が認定し、税制・金融等で後押し**

<現状・課題>

- 今後20年間で、基幹的農業従事者は現在の約 1 / 4 （約120万人→約30万人）にまで減少することが見込まれ、**従来の生産方式を前提とした農業生産では、農業の持続的な発展や食料の安定供給を確保できない。**
- 農業者の減少下においても生産水準が維持できる**生産性の高い食料供給体制を確立する**には、農作業の効率化等に資する**スマート農業技術の現場導入を加速するため、**
 - ① 実用化に至っていない**難易度の高い分野における研究開発**等の促進
 - ② スマート農業技術の活用とこれに適合する**生産・流通・販売方式の見直し**を一体的に推進する必要。

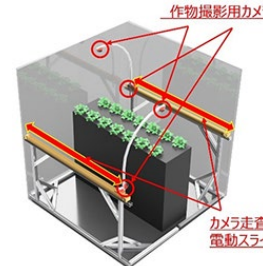
<具体的な措置の方向性>



スマート農業技術の研究開発に取り組む
スタートアップ企業



試験用のほ場やロボット農機



栽培試験用の人工気象室
（農研機構の施設等供用）



スマート農業技術の活用
（自動収穫ロボット）



生産方式の見直し
（機械作業が容易な樹形への転換）